

不動産取得税の課税誤りについて

平成22年7月20日
千葉県総務部税務課
電話 043-223-2126

千葉県旭県税事務所において、平成21年度に銚子市の建築家屋106件に対し、不動産取得税を誤って課税していたことが判明しました。

納税者の皆様には、深くお詫びいたしますとともに、今後、このようなことが起こらないよう再発防止を徹底します。

1 課税誤りの概要

- (1) 税 目 不動産取得税（平成20年に銚子市で建築された家屋に対する課税）
- (2) 課税時期 平成21年8月
- (3) 件 数 106件
 - 減額すべきもの 28件 1,572,700円（非木造家屋）
 - 増額すべきもの 78件 310,100円（木造家屋）

2 課税誤りの原因等

旭県税事務所が、平成21年に銚子市で建築された家屋に対する課税予定額のお知らせを送付したところ、評価額についての問い合わせがあり、銚子市に確認を行った結果、市から通知を受けた評価額（評点数に補正を加えた数値）を補正前の評点数であると誤解し、二重に補正を加えた額をもって不動産取得税額を算出していたことが判明しました。

3 今後の対応

職員が納税者宅に赴いて直接お詫びし、納め過ぎとなった税額については速やかに還付手続きを進めるとともに、過少となった税額については、正当な税額との差額分についての納付をお願いします。

なお、平成22年度課税予定分は、事前にお知らせした内容に誤りがあったことを謝罪するとともに、適正な課税を行います。

4 再発防止策

調査を行った結果、他の県税事務所では適正に処理されていることを確認しました。

今後は、各県税事務所に対して、市町村からの通知内容を十分に確認するとともに、税額算定の際に複数の職員による相互検証を行うことを徹底することにより、再発防止に向け取り組んでまいります。